

議会運営委員会会議録

(閉会中 平成28年 9月 7日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（開会中）

本日の会議 平成 2 8 年 9 月 7 日

招集場所 第 1 委 員 会 室

出席委員

委 員 長	饗 庭 敦 子	副 委 員 長	西 岡 克 之
委 員	安 藤 克 彦	委 員	喜々津 英 世
委 員	堤 理 志	委 員	河 野 龍 二

欠席委員

な し

職務のため出席した者

議 長	内 村 博 法	副 議 長	山 口 憲 一 郎
議会事務局長	濱 口 務	課 長	中 山 庄 治
係 長	細 田 浩 子		

本日の委員会に付した案件

委員会提案議案について

開 会 1 6 時 5 1 分

閉 会 1 7 時 4 4 分

○委員長（饗庭敦子委員）

皆さんお疲れさまです。お揃いですので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。それでは、追加議案につきまして、議会事務局長より説明します。議会事務局長。

○議会事務局長（中山庄治君）

それでは、長与町議会議員報酬に関する調査特別委員会設置についての決議の議案を、説明にかえて朗読をさせていただきます。

発委第2号、長与町議会議員報酬に関する調査特別委員会設置についての決議。上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。平成28年9月9日、提出者、議会運営委員会委員長饗庭敦子。次のページをお開きください。長与町議会議員報酬に関する調査特別委員会設置についての決議、本議会に下記のとおり特別委員会を設置するものとする。1、名称、長与町議会議員報酬に関する調査特別委員会。2、目的、議員報酬等に関すること。3、委員定数、15人。4、期間、本調査が終了するまでとし、閉会中も継続して調査することができる。平成28年9月9日、長与町議会。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

ただいま読み上げた内容で委員会提出議案として決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、この内容で委員会提出議案として決定いたします。議案提案につきましては、9月9日、本会議に上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

では、9月9日に上程いたします。

その他の件について皆さんの方から何かございませんか。河野委員。

○委員（河野龍二委員）

その他の件、ここで言うべきかどうか、議運の一つの課題だと思うんですけども、一般質問の提出の中身の問題で、議運ではいろいろと検討して、項目だけに限らず、やっぱり、通告の内容に従って、なぜそういう質問するかっていう部分も含めて、通告していただくというのを議論して、結果、竹中議員の、質問がこれまでどおりの通告で質問中身だけであったと。私はその本会議の中でそれだけ言うのかなと思ったら、例年のごとく、前段のいろいろ説明をされたという意味では、折角ここで議論したのがね、全く活かされてないというところがちょっと残念だなということで、そうであれば、今後ああいう形の通告の仕方が出てくるのかなっていうのはちょっと気になるもので、この取り扱いを検討するべきかなというふうに思いもしてて。ちょっとその他の項が出たんで、ちょっと発言させていただいたんですけども。どういう扱いをするか検討するべきだというふうに思いますので、ちょっと発言させていただきました。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

ただいまの発言に関しまして皆さんの方からご意見ございませんか。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

これはもう私はずっと以前からこの問題を言っていたわけですね。今日初めてというか、通告書見て初めて、あ、今までと変わらないなという。逆にこれは、議長がそれを受付けをする時にどういう対応をされたのか、まずそこから私はちょっと議長にお聞きをしたいと思ってます。

○委員長（饗庭敦子委員）

議長。

○議長（内村博法議員）

これですね、事務局長の方で一応交渉させました。一般質問につきましてはですね。その交渉内容は、事務局長から報告させます。

○委員長（饗庭敦子委員）

事務局長。

○議会事務局長（中山庄治君）

交渉と言うよりは、事実を申しますと、持って来られた時に質問項目が4項目ということで、いつ持って来たかちょっと記憶がないんですが、持って来た時に、これでは駄目ですと、質問の背景を書いてくださいと。いや、書かないというご返事があって、その持って来た当日に3、4回本人に、途中話題が変わったりしてもまたその話に戻して、お願いをしたところでございます。記憶では3回か4回、同じことを言わせていただきました。その中で、最後に、本会議の時に、質問をする内容をずっと言われるじゃないですかと。それを記載して書いてくださいということを申し伝えたら、出さないということで、また、今度は締切り前ぐらいにお会いした時にも出してくれと、これでは私は駄目です、ということではっきり言っておりますが、その後、本人からは何もないと。その文面については一応議長にはずっとコピーをお渡ししてます。事実関係はそこですね。あとは、本人からは一切出すとか、そういう回答はございませんでした。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

じゃ、今の話を聞くと、直接議長として竹中議員に一般質問の通告書としては質問の趣旨等が分からないと、受付を通告書の文書を出す時にもはっきり書いてたので、これに基づいてもう少しその質問の背景とか趣旨、こういったものをやってくれということ、直接は議長はなかったということで理解していいんですか。

○委員長（饗庭敦子委員）

議長。

○議長（内村博法議員）

一応そういうことで、事務局長の方に確認をさしたんです。そして、事務局長と相談

して、もう本人が出さないならしようがないだろうということですね、打ち合わせは終わりました。私の方からは、皆さんに一般通告書の依頼文、いわゆる趣旨とか背景とか書くようにというのを今までちょっと違った文面でね、お願いの依頼書を出してます。しかしそれにも関わらずやはりこれ出てなかったわけですね。これで、これがもう限界だということを感じましたんでね、もうそれ以上は、措置はとらなかつた、ということなんです。

○委員長（饗庭敦子委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

今、河野委員と私の意見だけ、あと議長が状況を話してくれました。他の皆さんがどういうふうに使われているのか。私は一言、やっぱり議運としてどう対応していくのかという問題にもなってくるかもしれないし、そこら辺をやっぱり聞くべきだと思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

皆さんはどう考えられるかご意見をお願いします。堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっと今日ですね、一般質問の登壇での発言を聞いていますと、その議題以外に、ちょっと非常にこれ膨らんだ感じはするんですが、ただそこを、例えば議論したとしても解釈の仕方、例えば私は関係ないというふうに解釈すると言っても、例えばご本人が、いやこういうふうに関係があるんだという解釈はあると言われた場合、どこで線引きができるのかなというのが話になってですね、もう堂々めぐりかなという気がするんです。もう個人的にはある意味、その一方で発言権を保証しないといけないということもあるんで、もう、個人的な感情を抜きにしたら、ある程度発言の自由の範囲。ちょっと非常に微妙なラインではあるんですけども、言いたいことをおっしゃっていただかがですかぐらいな感じに思ってます。以上です。通告書の書き方に則ってないものを、やっぱり受理を逆にしないようにしたらいかがかな。取り決めでなってるじゃないですかということで、もう受理はできないというふうにされたらいかがかなというのを思っております。

○委員長（饗庭敦子委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

私も堤委員と同じで、可能ならばもう受け付けませんよ。以前もそうだったと、議運でもそういうふうになったんじゃないかなと思うんですけども、そういう受け付けないというのが、ルールに則ってないということで受け付けられません。これが可能ならですね、だと思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

基本的に堤委員の言うとおりで、ただ冒頭の部分はあれは不規則発言ですね。厳しく言うと。不規則発言なので、いかがなものかなど。それと、わざわざ、質問の通告の例を書いて出してるんだから、そこはもう受け付けば、今後また同じことがずっと起きるし、議運として、これはルールが決まったことなので、代表して議長に言っていただくと、議運で決まったことですよという形で指導をした方がいいんじゃないですかね。もし指導をするのであれば。そうしないと、1人許せばまたこういうことはだらだらだらだら、出てくるんじゃないですか。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

私はやっぱりこう立场上、議長と同じ立場におりますので、責任を感じております。ただ、議長のことを考えれば、やはりこう言いにくい面もあるなっていう思いがしますけれども、ただ、やっぱり皆さんが言われますように、議運で、議運というか、議会改革の中で、こうした決め事もやっておるもので、出来れば努力をしながら議長と私も含めてですね、そういった指導をしていくべきじゃないかなっていう。今回は、あえて、事務局に任せっきりという面もあったのかなっていう、事務局も言いにくかった面もあったんじゃないかなという思いもしますけど、そういった場を持つべきじゃないかなという思いはしております。

○委員長（饗庭敦子委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

さっき安藤委員が言われたこの一般質問の提出がこれで受理しないと、受け付けないというのが可能かどうかということでは、私は一般質問の形はこうして出さないといけないというふうに、条例だとか、その会議規則で、雰囲気は感じてますけども、こういうふうな形で出さないと受け付けられないというのはないと思うんですよ。ただ、やはり議会改革の一つとしてね、やっぱり住民の皆さんに見ていただくという意味ではこういう形で我々はお出そうじゃないかというのをやっぱり議論したわけですよ。やっぱりそこは、それは何でしょう、簡単に受け付けば簡単で済むというふうなものじゃなくて、やはりその、ルールに、例えば他の件でいうと研修をしたら必ず報告書を出すというのもこれは別に条例でも決まったわけでもないですし、我々のやっぱり議会改革だとかね、住民の皆さんに何をやっていくのかを分かってもらおうという形で取り組んでる姿勢ですから、一般質問もそういう形で皆でお出そうじゃないかというふうな形になってる中で、今回、ああいう形で出たというのは非常に残念であるし、やっぱり今後もああいう形で出てくるんだろうなというふうな気がしますよね。そういうところはやはり注意をして直していただくというふうな努力をやっぱりしなきゃいけないんじゃないかなと

いうふうに思ってます。一つは、やっぱりこれは受理するのはどうしても議長ですからね、議長がこれでいいというふうな判断を下せばそれはここがだめだって言っても議長がいったって言ったじゃないかというふうな形になりますもので、議長もなかなか対応が難しかったというところもあるのかもしれませんが、やはりそこはこういうルールがあるんだから守ってほしいというのは、最後まで言っていたくというふうな形の、今回はもう既に本会議でも一般質問したんです、そういうところをきちっと約束事にするかどうか、やっぱりもう一度確認する必要があるのかなというふうに思います、そこはどういう形ですかですね。全協で議運が言うのか、議長が改めて言うのかですね、そういうところはちょっと確認とる必要があるんじゃないかなというふうに思ってます。

○委員長（饗庭敦子委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

申し合わせ事項を今見ますと、一般質問という中で（２）のところに、質問は３項目までとし、通告書により行い、通告用紙は質問の内容を具体的につけて書いてあるんですよ。具体的に簡明に記載する。だからこの具体的につけていうところでは、あの通告書だったら非常に漠然とした内容で具体的とは言えないし、恐らく答弁書を書く理事者も非常に苦慮されたと思うし、それじゃ活発な議会活動とかね、執行部側との政策論議というのは非常に難しいだろうと思うので、この具体性というところがちょっとまずいのかなというふうに思うので、そこをやっぱりご本人さんに説得っていうかね発言権も一方できちっと保証しないといけないのでむやみやたらにもう駄目だといっていうのもちょっと非常にそれもひっかかるものがあるんですが、そこを具体性が必要だということの説得する必要があるんじゃないかというふうに思います。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

今、話を聞きますと、全ての委員が議員必携に載つとるあれに基づいて、あれは我々のバイブルですから、あれに基づいてというのをここ数年ずっと事務局は、その事例を出してやってるわけですので、ひとつ是非そういった意味では、委員長にお願いは、議運の総意としてやはり今後、私は議運でというよりも、もう出された議員個人にやっぱり直接議長から言っていたく。議運で決まったからということであれば、議長も言いやすいでしょうし、やっぱりそういう全協でどうのこうのというよりも、１人だけですからね、今の段階では。ですからやっぱりその個人に対して、そういう指導をしていただきたいと思っております。

○委員長（饗庭敦子委員）

皆さんからご意見を頂きまして、議運で一般質問について話し合いをした時に、今言

われるような、申し送りに沿ってするという結果は出したと思います。その後全協で説明して、それは議長に出すので、ここにも議長が責任をもって管理するとなっておりますので、そのところは議長で判断してお願いすると決めたんだと私も理解しております。今回見た時に、え、何でかなと思いました。だから、申し送りの通りすると受理しなくてもいいのかなというふうに私は思います。ただ、それがおっしゃるように、あくまでも申し合わせ事項ですので、法に違反するのかわかるとそうではないというところは、やはり議長が直接言っていただくことが必要かなと。何度か言って、値する議員が、いやどうしてもできないとなると申し合わせも変えなきゃいけない、みたいになるんだと私は思うんです。言わせていただくと、一般質問の件は議運の最初の議題として上げておりましたので全協で説明したはずで。議事録を見ていただければご理解いただけると思いますので、そのあたりはもうこの文章と今の話を総合すると、議長がということにしかかなり得ないというふうに思いますが、いかがでしょうか。議長にお願いしたい。暫く休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（饗庭敦子委員）

それでは委員会を再開いたします。一般質問に関しましては、長与町議会運営に関する申し合わせに沿ってですね、議長の方からその背景がないものとかがあったら指導するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

その他に皆さんの方から何かございませんか。事務局長。

○議会事務局長（中山庄治君）

先日の議会改革の提言書のことについてちょっとお話をさせていただきたいと思います。8月29日の議会運営委員会におきまして、議会改革に関する提言書を提出いたしました。その内容につきましては、正副議長に対し十分な説明を行わないまま、提出をしておりました。今回、私自らの判断でいったん本提言書を撤回、取下げをしたいと思います。なお、この件につきましては、早い段階で正副議長から私の方にご指示があると思います。議会運営の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご配慮方よろしくお願いたします。大変申しわけございませんでした。よろしくお願いたします。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

いったん取り下げるといえば構わないけれども、あの1ページから何ページまでを次の議会運営委員会ですますよという話だった。それ自体もなくなるのか。私自身は議会改革の一旦積み残したものを文章化してまとめおいてくださいというのは、それは前から言ってきてたわけですね。それで、いいものを作ってくれたなど、たたき台としてこれを元にしていいなと思った。だから、何故引っ込めるのかちょっと分からないんだ

けど。返せという意味ですか。そしたら、まだ発言中よね。そしたら、次の議会運営委員会ではやりましょうと言ったけど、それはそれでそのまま進めるのか、それもなしとしていくのか。そこら辺はどうなんですか。

○委員長（饗庭敦子委員）

事務局長の申し入れでございますので、受け入れたいとは思いますが、しかしながら、議会運営委員会で決定したことでございますので、1ページから13ページまでを進めていきたいと思っておりますので、次回の議会運営委員会は、10月4日の防災の日の前までにしようと思っておりますので、是非それまでに調整をつけていただければなというふうに思っております。調整がつかない場合は仕方ございませんので、議題から取り下げる。しかしながら議会運営委員会で決定した事項でございますので、そこは、議会運営委員会を尊重していただきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

ちょっと理解に今のは苦しむんですよね。取り下げられたものはもうないわけですよね、実際は。それをまた今度議会運営委員会で決定したからと、当然取り下げられたものは議会運営で決定していても、議案もそうですよね。上程されたものでも取り下げがあれば、取り下げとともに各委員会は審議をしないわけですよね。だからそっちの方が、分かりやすいと思うんですけど。私もちょっとこの件は、別の方からお話を聞いてて、私は議長、副議長をご存知なんだろうと思った上であの時の会議を聞いていたら、いやどうもそうではないという話を後から聞いて、後の経過はよくどんな感じになったか知らないんですけど、今報告を受けたんですけども、だから、やはりちょっと正しい形っていうか、きちっとした形で進めるためにはやっぱり一からやり直してもらおうというのが一番いいんじゃないですかね。私はそう思いますけれども。

○委員長（饗庭敦子委員）

皆様のご意見はいかがですか。喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

今、安藤委員が言ったように一からということで、今度は基本的に委員長が、議会改革のことですから、議長諮問のことではないですから、議運の委員長として資料を選択をして検討をしていくと、そういうことでやっても可能だと思います。そういうことで、せっかく盛り上がっておりますから、なるべく早い時期にやっぱり今積み残したものをきちっとして行って、議会基本条例が確実に運用できていくようにしなきゃいけないと思います。是非そうしてください。お願いします。

○委員長（饗庭敦子委員）

では今の件に関しまして、取り下げた方がいいというのと、取り下げないでいいというのもどうかと思うんですけどね。そこは議運に議会改革として出されたものだという私の認識はあるんですけども、何故取り下げなのかっていうのは非常に疑問なわけで

すよね。しかしながら申し出があると、取り下げないということもいかないのかなと思いますので、皆さんのご意見として取り下げた方がいいということに決定することにご異議はございませんか。暫く休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（饗庭敦子委員）

それでは委員会を再開いたします。今事務局長から申し出があった前回の分は取り下げたいというふうに思いますのでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

じゃ、その他皆さんの方から何かございませんか。

なければ以上で本日の議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(閉会 17時44分)

委員長